

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 5 年 3 月 1 3 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
指導調査室
原子爆弾被爆者援護対策室

目 次

【健康局の全般】

- 平成25年度予算（案）の概要 1
- 平成25年度予算（案）の概要
（対策別：新規事項及び主な改正内容等） 2

【原子爆弾被爆者援護対策室】

- 1 原爆症認定について 25
 - （1）原爆症認定審査について 25
 - （2）原爆症認定制度の在り方の検討について 26
- 2 広島市の被爆地域拡大要望について 26
- 3 在外被爆者の方々に対する支援について 26
 - （1）在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について 27
 - （2）未払い手当について 27
 - （3）402号通達に係る在外被爆者の方々への賠償について 27
- 4 各種手当について 28
 - （1）各種手当額の改定について 28
 - （2）現況の把握等について 28
- 5 その他 28
 - （1）健康診断について 28

【指導調査室】

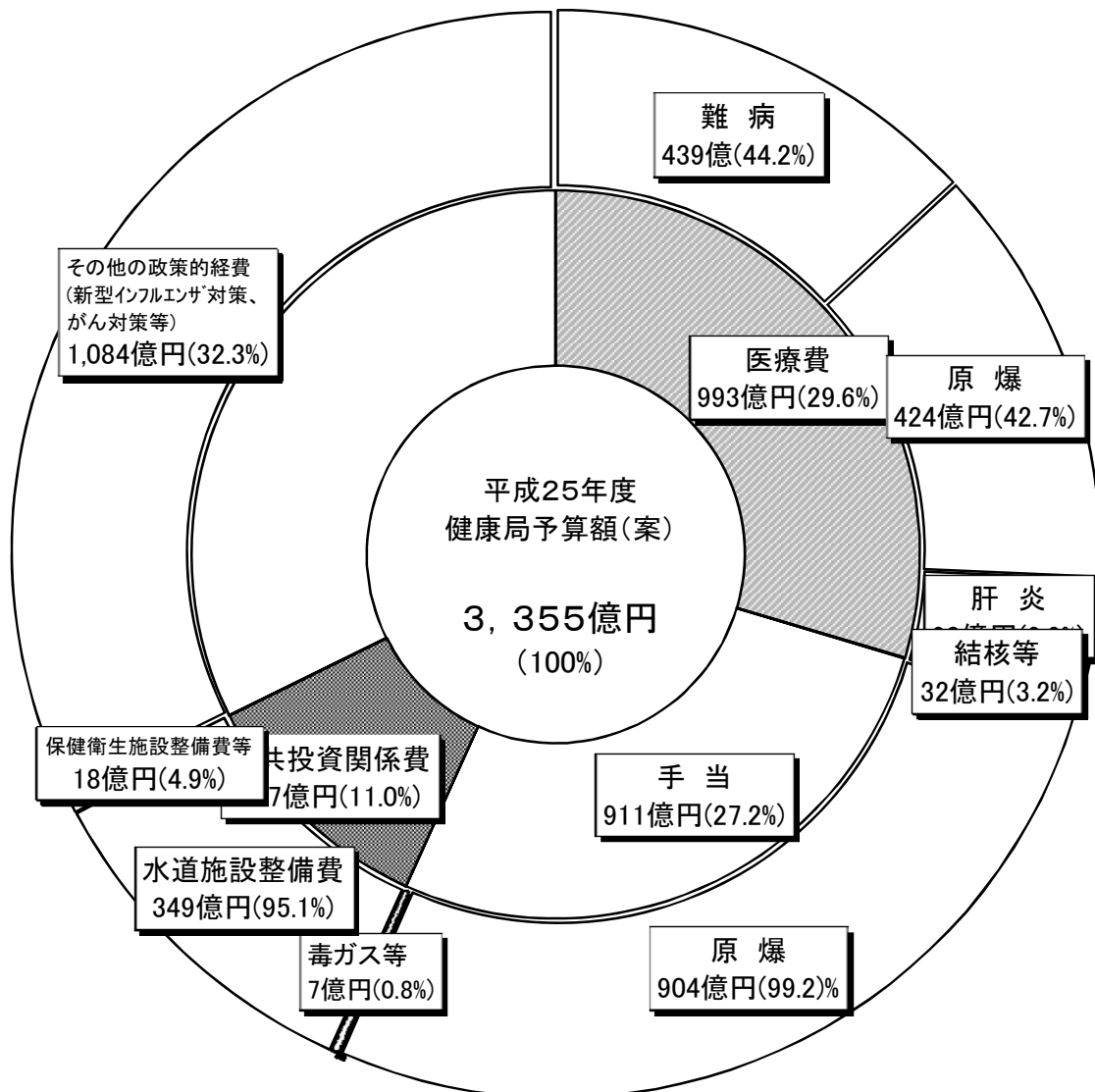
- 6 公衆衛生関係行政事務指導監査について 30
 - （1）平成25年度の指導監査について 30
 - （2）平成24年度の指導監査における主な指摘事項について 32
- 7 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について 34
 - （1）平成25年度予算（案）について 34
 - （2）平成25年度整備計画について 35
- 8 毒ガス障害者対策について 35

平成25年度予算（案）の概要

25年度予算額（案）	335,543百万円
うち一般会計	326,217百万円
うち東日本大震災復興特別会計	9,326百万円

※平成24年度補正予算（案）	35,820百万円
○肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制の整備	1,320百万円
○生活衛生関係営業の安定化支援	314百万円
○水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進	27,840百万円
○新型インフルエンザ対策の推進	6,346百万円

(24年度予算額	336,203百万円)
(うち一般会計	298,084百万円)
(うち東日本大震災復興特別会計	38,119百万円)



平成25年度予算（案）の概要
（対策別：新規事項及び主な改正内容等）

1 予防接種の推進などの感染症対策	132億円（134億円）
--------------------------	---------------------

（1）予防接種の推進	13億円（11億円）
-------------------	-------------------

平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会より今後の予防接種制度の在り方全般について提言された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に基づき、3ワクチン（ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防）の定期接種化などを内容とする予防接種法改正法案を平成25年通常国会に提出する。

平成25年度予算案においては、副反応報告制度の法定化など予防接種法改正に伴う必要経費を計上する。

なお、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金については、平成24年度末で終了するが、3ワクチンの定期接種費用については、地方財源を確保し地方財政措置を講じる。

（主な事業）

- ㊦・厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（仮称）の新設 6百万円
予防接種行政の各種施策（①予防接種基本方針・政策、②研究開発・生産・流通、③副反応の発生状況）について、一元的・中長期的な視点で評価・検討を行う。
- ㊦・予防接種副反応報告整理・調査事業 50百万円
予防接種後の副反応報告を法定化し、これを薬事制度上の副作用等報告と一元的に取り扱うとともに、個々の副反応報告の評価を実施することとしている。これに伴い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において、評価を行うために必要な副反応報告の情報整理や調査を実施する。
（補助先）独立行政法人医薬品医療機器総合機構
（補助率）定額（10／10相当）
- ㊦・予防接種副反応報告システム導入・運用経費 16百万円
予防接種副反応報告の情報整理・調査を円滑に実施するため、関係機関（厚生労働省、国立感染症研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA））が同時に予防接種副反応報告を共有するためのデータベースを構築する。
- ㊦・予防接種事故救済給付費 12億円
定期接種ワクチンの追加に伴い、予防接種による健康被害が生じた場合の予防接種健康被害者に対する救済給付を行う。
（補助先）都道府県
（補助率）2／3（負担割合：国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）
- ㊦・予防接種に係る普及啓発 3百万円
制度改正後の予防接種を円滑に実施するため、予防接種法改正事項（定期接種ワクチンの追加、副反応報告制度等）について、地方自治体等を対象とした説明会の実施等を行う。

⑨（２）新型インフルエンザ対策の強化

９７百万円

平成24年５月に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザが発生した際に速やかにプレパンデミックワクチンを接種する必要がある医療従事者や社会機能維持者が従事する事業者は、厚生労働大臣の登録を受けることになっていることから、登録事業者を管理するための基盤整備などを行う。

（主な事業）

⑩・プレパンデミックワクチン接種に係る登録事業者管理システム開発調査委託事業

２８百万円

プレパンデミックワクチン接種対象者が従事する事業者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣の登録を受けることとなっているため、登録事業者を管理するためのシステム構築に必要なコンサルティングを行い、接種体制の整備を推進する。

⑪・新型インフルエンザ対策事業（特定接種に係る登録事業経費）

５８百万円

プレパンデミックワクチン接種対象者が従事する事業者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、厚生労働大臣の登録を受けることとなっているため、プレパンデミックワクチン接種対象者が従事する事業者リストの作成などを行い、接種体制の整備を推進する。

（補助先）都道府県

（補助率）１／２

（参考）【平成24年度補正予算案】

○新型インフルエンザ対策の推進

６３億円

新型インフルエンザの発生に備えて、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの一部が有効期限切れとなるため、備蓄の維持に必要な買い替え等を行う。

（３）HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進

１０億円（１０億円）

ヒトT細胞白血病ウイルス１型（HTLV-1）への感染対策と、これにより発症する成人T細胞白血病（ATL）やHTLV-1関連脊髄症（HAM）の診断・治療法などに関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策が連携し、HTLV-1 関連疾患研究領域として総合的な推進を図る。

⑨（４）次世代ワクチン開発に関する研究の推進

３億円

今年１月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づき、医療関連イノベーションを促進するため、新興・再興感染症などに対する次世代ワクチン（新たな混合ワクチン、万能ワクチン、遺伝子組み換えワクチンなど）の開発に関する研究を推進する。
（※厚生科学課計上）

がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う
医療従事者の育成 20億円(21億円)

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

(主な事業)

・がん診療連携拠点病院機能強化事業 18億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

⑧・がん医療に携わる看護研修事業 21百万円

がん治療の多様化に伴い、看護業務も多様化しており、がん看護へのニーズは高まってきているため、がん看護を専門とするがん看護指導者を養成する研修会を実施し、看護師の質の向上を図る。

(委託先) 公益財団法人日本看護協会

(2) がんと診断されたときからの緩和ケアの推進 4.4億円(5億円)

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアががんと診断されたときから提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目無く実施されるよう、がん診療連携拠点病院等において、各事業を実施する。

(主な事業)

⑨・緩和ケア推進事業 1億円

(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

がん性疼痛をはじめとする苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供するため、都道府県がん拠点病院において「緩和ケアセンター」を設置し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、重度のがん性疼痛が発症した場合に緊急入

院（緊急緩和ケア病床の確保）による徹底した緩和治療が実施できる体制を整備する。また、院内の相談支援センターや都道府県内の拠点病院、在宅医療機関等との連携を進めることにより、診断時より切れ目の無い緩和ケア診療体制を構築する。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1／2）、独立行政法人等（定額（10/10））

（３）がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備

１７億円（１９億円）

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、独立行政法人国立がん研究センターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。また、がん診療連携拠点病院以外の医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域ごとのきめ細やかながん対策の推進を図るための支援を行う。

（主な事業）

・院内がん登録促進事業

９．１億円

（がん診療連携拠点病院機能強化事業費）

がん診療連携拠点病院における質の高い院内がん登録を促進するための支援を行う。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1／2）、独立行政法人等（定額（10/10））

・都道府県健康対策推進事業（がん登録部分）

３．１億円

がん登録を推進し、がんの罹患患者数・罹患率や治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを把握し、地域ごとのきめ細やかながん対策を進めるため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関においてがん登録を行うこと等により、医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、がん対策の推進を図る。

（補助先）都道府県

（補助率）1／2

（４）がんの予防・早期発見の推進

９２億円（１２４億円）

働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる乳がん検診、子宮頸がん検診及び大腸がん検診の体制を整備することなどにより、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

（主な事業）

㊤・がん検診推進事業

７３億円

乳がん、子宮頸がん検診については平成21年度より、大腸がん検診については平成23年度よりがん検診の無料クーポン券等を配布してきているところであるが、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図るため、引き続き財政支援を行う。

また、子宮頸がんは、若年層の罹患が増加傾向にあるとともに、諸外国では低下傾向にある死亡率が日本では上昇しており、緊急な取組が求められている。子宮頸がん検診として実施している細胞診にHPV検査を新たに組み合わせた場合、感度を高め、がんの見逃しを減少させることや、検診間隔を延ばしても同等の効果を上げることなどが期待されているが、わが国における最適な実施方法等の知見は十分ではない。

このため、平成25年度において、全国でHPV検査を実施する場合の方法等を検証するため、HPV検査等の知見を確実に収集可能な体制を整えた市町村が、細胞診と同時にHPV検査を実施する事業に対して支援する。

(補助先) 市町村

(補助率) 1/2

(対象年齢) 子宮頸がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性

乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性

大腸がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男性・女性

HPV検査：30歳、35歳、40歳の女性

(5) がんに関する研究の推進

96億円(102億円)

(主な事業)

⑩・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費 (※厚生科学課計上) 5億円

難治性がんや小児がんを含む希少がん等を中心に、抗体医薬等の分子標的薬や核酸医薬、がんペプチドワクチン等の創薬研究に関して、適応拡大も含め、GLP準拠の非臨床試験や国際水準の医師主導治験を強力に推進する。また、早期診断を可能とする革新的な診断方法(診断薬等)の実用化へ向けた研究を推進する。

・第3次対がん総合戦略研究経費 (※厚生科学課計上) 31億円

・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費(重点を除く)

(※厚生科学課計上) 26億円

⑪ (6) がん患者の治療と職業生活の両立

2.6億円

がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、がんやがん患者・経験者に対する理解をすすめ、がん患者・経験者及びその家族等の仕事と治療の両立を支援する。

(主な事業)

⑫・がん患者の就労に関する総合支援事業 1.8億円
(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

長期の治療等が必要ながん患者の「治療と仕事の両立」等を支援するため、がん診療連携拠点病院に相談窓口を設置し、就労に関する相談支援及び情報提供を行う。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

(7) 小児へのがん対策の推進

4 億円 (4 億円)

小児においてがんは病死原因の第 1 位であり、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、小児がん拠点病院や小児がんの中核的な機関の整備等を行う。

(主な事業)

⑧・小児がんセンター(仮称)基盤整備事業

0.5 億円

(がん診療連携拠点病院機能強化事業費)

小児がん拠点病院をとりまとめ、情報の集約・発信、診療実績などのデータベースの構築、コールセンター等による相談支援、全国の小児がん関連施設に対する診療、連携、臨床試験の支援等の機能を担う中核的な機関(小児がんセンター(仮称))の設置・運営の支援を行う。

(補助先) 独立行政法人等

(補助率) 定額(10/10)

(8) がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な経費

19 百万円 (21 百万円)

がん対策の総合的な調整・推進を図るため、都道府県計画作成に関する支援、国際連携体制の構築や国民に対するメッセージの発信及び施策の進捗管理及び評価等を行う。

・がん対策推進費

15 百万円

3 肝炎対策

188億円(239億円)

(1) 肝炎治療促進のための環境整備

100億円(137億円)

インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。

(主な事業)

・肝炎治療特別促進事業の実施

99億円

B型肝炎及びC型肝炎は、インターフェロン治療あるいは核酸アナログ製剤治療により、ウイルスの排除・増殖の抑制が可能であり、その後の肝硬変、肝がんといったより重篤な病態への進行を防ぐこと又は遅らせることが可能であることから、これらの治療に係る患者の自己負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

(2) 肝炎ウイルス検査等の促進

29億円(41億円)

保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保し、肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、個々人へのアプローチを積極的に行うなど、着実に検査の受検促進を図る。

(主な事業)

・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施

10億円

保健所等において、希望者に対して肝炎ウイルス検査等を実施する。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 定額(1/2)

・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施

20億円

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業のうち、肝炎ウイルス検診について、引き続き個別勧奨による検診受診促進を図ることとし、肝炎ウイルスの早期発見を推進する。

(補助先) 都道府県、(間接補助先:市町村)、政令指定都市

(補助率) 定額(1/3)

(3) 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応	7.4億円(9.9億円)
---	--------------

都道府県が指定・整備する「肝疾患診療連携拠点病院」に加え、二次医療圏に1カ所程度で整備されている「肝疾患専門医療機関」においても、患者、キャリア等からの相談に対する支援体制を整備することにより、患者支援の充実を図る。

また、肝炎情報センターにおいてこれら拠点病院に対する支援として、医師等に研修を行い、治療水準の向上を図るとともに、患者の視点に立った支援対策等を推進する。

(主な事業)

・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等	5.2億円
------------------------	-------

都道府県において、肝疾患診療連携拠点病院を整備し、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を設置するとともに、患者等からの相談等に対応する体制(相談センター)を整備する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

⑩・肝炎患者の就労に関する相談支援体制の強化	38百万円
------------------------	-------

「肝炎対策基本指針」に基づき、就労継続を希望する肝炎患者に対し、肝疾患診療連携拠点病院の肝疾患相談センターなどに社会保険労務士や産業カウンセラーなどを配置し、「治療と職業生活の両立」に関する各種相談や適切な情報提供を行うとともに、就労支援機関などとの連携を強化する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解	1.6億円(1.8億円)
-----------------------	--------------

リーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催等により、積極的に普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談受付を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口を設けるなど、患者を含む国民に対する情報提供体制を確保する。

(主な事業)

⑪・肝炎総合対策推進国民運動による普及啓発の推進	1億円
--------------------------	-----

肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎への正しい知識を持ち、自ら積極的に早期発見・早期治療に向けて行動変容していく新たな国民運動を展開する。

（５）研究の推進

５０億円（４９億円）

平成２４年度を初年度とする「肝炎研究１０カ年戦略」に基づき、Ｂ型肝炎やＣ型肝炎等の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、平成２２年１月に施行された「肝炎対策基本法」及び平成２３年５月に策定された「肝炎対策基本指針」の趣旨を踏まえ、引き続き、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な研究を推進する。

（主な事業）

- ・ 肝炎等克服緊急対策研究事業 （厚生科学課計上） １３億円

ウイルス性肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変、肝がんといった重篤な病態に進行する。この克服のために、肝炎ウイルスの持続感染機構の解明や肝硬変における病態の進展予防及び新規治療法の開発等を行う、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究等を推進する。

- ・ Ｂ型肝炎創薬実用化等研究事業 （厚生科学課計上） ２８億円

Ｂ型肝炎の治療薬である核酸アナログ製剤は、原則として一生服用し続ける必要があり、薬剤耐性等により中断した場合には病状が悪化することが懸念される。このため、Ｂ型肝炎の新規治療薬の開発等を目指し、大規模スクリーニング等の創薬研究や臨床研究等の強化、推進を図る。

（参考）【平成２４年度補正予算案】

○肝炎研究推進のための臨床研究基盤体制整備

１３億円

日本の肝炎研究の推進を図る一環として、ヒトの遺伝子や免疫機構の解析に関する研究等をより加速させることにより、新しい治療法の開発や新薬の開発を促進させるため肝炎研究の中核施設である（独）国立国際医療研究センターの肝炎・免疫研究センターに最先端の研究機器を配備する。

4 難病対策

549億円（459億円）

（１）難病患者の生活支援等の推進

447億円（356億円）

難病の治療研究を推進し、患者の経済的負担の軽減を図るため、医療費助成を引き続き実施するとともに、都道府県の超過負担を減少させるべく、所要額を計上する。

（440億円（350億円））

また、平成25年1月に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会でとりまとめられた「難病対策の改革について（提言）」を踏まえ、「難病対策の推進のための患者データ登録整備事業」（新規）を実施する。

（参考）

「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加増収分等の取扱い等について」（平成25年1月27日三大臣合意（総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣）（抄）

「（１）特定疾患治療研究事業については、平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること。」

（主な事業）

・ 特定疾患治療研究事業

440億円

治療法が確立していない特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。（対象疾患：56疾患）

（補助先） 都道府県

（補助率） 1／2、10/10（特定疾患治療研究費のうちスモン分、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究費）

⑧・ 難病対策の推進のための患者データ登録整備事業

1. 5億円

難病患者データの精度の向上と有効活用、国際協力の推進を図るため、新たに患者データ登録システムを開発し、患者・国民・医療現場に成果を還元できる仕組みを構築していく。

・ 難病相談・支援センター事業

1. 4億円

難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援が行えるよう、都道府県毎の活動拠点となる「難病相談・支援センター」において、地域における難病患者支援対策を一層推進する。（47ヶ所）

（補助先） 都道府県

（補助率） 1／2

・ 重症難病患者入院施設確保事業

1. 4億円

在宅療養中の重症難病患者であって、常時医学的管理下に置く必要のある者が介護者の事情により在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を、各都道府県の難病拠点病院に確保する。

（補助先） 都道府県

（補助率） 1／2

(2) 難病に関する調査・研究の推進

102億円(102億円)

- ・ 難治性疾患克服研究事業等 (※厚生科学課計上) 102億円
難病の革新的診断・治療法の開発を促進するため、創薬研究をはじめ、再生医療技術を用いた研究や個別化医療に関する研究を総合的・戦略的に推進するとともに、国際ネットワークへの参加などを通じて、難病対策の国際的連携の構築を図る。
また、希少疾患の中でもきわめて患者数の少ない疾病の医薬品や医療機器の研究開発に対する支援を行い、製品化を推進する。

5 エイズ対策の推進

54億円(57億円)

HIV感染やエイズの発症予防のため、同性愛者等が集まる場所に焦点を絞った普及啓発や、保健所等において、夜間・休日など利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、HIV感染者・エイズ患者への在宅医療・介護を含む医療体制の整備を図るとともに、患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

(1) 発生の予防及びまん延の防止

4.8億円(5億円)

保健所等における検査・相談体制の充実等により、エイズの発生とまん延の防止を図るとともに、HIV感染者等の相談窓口を設置し、電話相談やカウンセリング等により感染者等のケアを行う。

(主な事業)

- ・ 保健所等におけるHIV検査・相談事業 2.7億円
HIV検査・相談について、利便性に配慮した体制の整備、検査の必要性が高い対象者やこれらの対象者の多い地域への重点化など、効率的・効果的な施策の推進を図る。
(補助先) 都道府県、政令市、特別区
(補助率) 1/2
- ・ HIV感染者等保健福祉相談事業 78百万円
全国の中核拠点病院にカウンセラーを設置し、HIV感染した者及びその家族に対する相談を実施することにより、その社会的・精神的な問題の軽減に寄与するとともに、HIV検査について検査機会を確保するため、世界エイズデーやHIV検査普及週間等のイベントを活用した検査等を実施する。
(委託先) 公募
- ・ 血液凝固異常症実態調査事業 7百万円
血液製剤を通じてHIVに感染した血友病患者を中心に血液凝固異常者の病態を把握し、HIVのみならず血液凝固異常症の患者に及ぶ様々な障害について調査し、治療と生活の向上に寄与するために必要な情報を整理し、研究者、臨床医等に提供することにより、治療とQOLの向上を図る。
(委託先) 公募

（２）医療等の提供及び国際的な連携

１１億円（１３億円）

エイズ治療拠点病院を中心とする医療従事者への実務研修や診療情報網の強化等、総合的な医療提供体制を確保するとともに、わが国のエイズに関する国際貢献への期待に応えるため、国際協力を通じて、国際的な連携を図る。

（主な事業）

- ・ HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業

３９百万円

HIV治療の進歩により長期存命が可能となったHIV感染者・エイズ患者への在宅医療・介護の環境を整備するため、訪問看護師や訪問看護治療研究費への実地研修、かかりつけ医や地域の歯科医への講習会等を実施する。

（委託先）公募

- ・ 中核拠点病院連絡調整員要請事業

１２百万円

より高度な医療を受けられる地方ブロック拠点病院に集中するHIV感染者やエイズ患者を地域の医療機関で受け入れるための調整を行う連絡調整員（コーディネーターナース）を養成し、HIV医療の連携体制を強化する。

（委託先）公募

- ・ 血友病患者等治療研究事業

４．６億円

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場に鑑み、社会保険各法の規定に基づく自己負担分を公費負担する。

（補助先）都道府県

（補助率）１／２

（３）普及啓発及び教育

１１億円（１２億円）

国民のエイズに対する関心と理解を深めるため、青少年や同性愛者等の個別施策層への普及啓発、世界エイズデー等における普及啓発イベントやインターネットによる情報提供等を実施する。

（主な事業）

- ・ NGO等への支援事業

１．４億円

より効果的なHIV感染予防の普及啓発や患者支援を行うため、HIV陽性者や同性愛者等で構成されるNGO・NPOによる当事者性のある活動への支援を行う。

（委託先）公募

- ・ 「世界エイズデー」普及啓発事業

２６百万円

国民のエイズに関する関心と理解を高めるため、WHOの提唱する１２月１日の「世界エイズデー」に合わせ、街頭等における啓発普及活動を実施し、エイズに関する正しい知識の浸透を図る。

（委託先）公募

(4) 研究開発の推進

27億円(27億円)

我が国のHIV感染者・エイズ患者の報告数は依然として増加し続けており、また多剤併用療法の普及による療養の長期化に伴う新たな課題が生じている。これらの課題に対応するべく臨床分野、基礎分野、社会医学分野、疫学分野における研究を行う。

(主な事業)

- ・医療関連分野におけるイノベーションの一体的な推進(※厚生科学課計上) 2億円
HIV感染症のまん延の防止に資する、世界初のエイズ予防ワクチンの開発を進めるとともに、新たなHIV治療薬や合併症の治療薬の開発を行い、HIV感染症の長期予後の改善を図る。

6 リウマチ・アレルギー対策の推進

5. 9 億円（5. 9 億円）

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、都道府県において、リウマチ系疾患や食物アレルギー等に関する研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等を行う。

（主な事業）

- ・ リウマチ・アレルギー特別対策事業 6 百万円

リウマチ系疾患や食物アレルギー等について新規患者の抑制を図るため、研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等情報提供等を行う。

（補助先） 都道府県、政令指定都市、中核市

（補助率） 1 / 2

- ・ アレルギー相談センター事業 1 0 百万円

アレルギー患者やその家族に対し、免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業の成果やアレルギー専門家、専門医療機関の所在、最新の治療指針等の情報提供等を行う。

（補助先） 財団法人日本予防医学協会

（補助率） 定額（10/10）

- ・ 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業 （※厚生科学課計上） 5. 7 億円

免疫アレルギー疾患は、長期にわたり生活の質を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっているため、免疫アレルギー疾患について、発症原因と病態との関係を明らかにし、予防、診断及び治療法に関する新規技術を開発するとともに、既存の治療法の再評価を行うことにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指す。

7 腎疾患対策の推進

2. 1 億円（2. 4 億円）

慢性腎臓病（CKD）に関する診断・治療法の研究開発を推進する。また、都道府県において、CKDに関する連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を行う。

（主な事業）

- ・ 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業 9 百万円

CKD対策を推進するため、都道府県において連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を実施する。

（補助先） 都道府県、政令指定都市、中核市

（補助率） 1 / 2

- ・腎疾患重症化予防実践事業 28百万円
腎疾患の重症化や透析導入患者の増加を抑制するため、透析患者数を当初予測より15%減らすための「腎疾患重症化予防のための戦略研究」の成果を利用した個別栄養指導等の予防プログラムを実践する。
(委託先) 公募
- ・腎疾患対策研究事業 (※厚生科学課計上) 1.7億円
腎機能異常の早期発見、早期治療、重症化防止とともに、診療現場における診療連携等の有効な診療システムのエビデンスを確立し、CKDの腎不全への進行を防止し、新たな透析導入患者の減少を図るための研究を戦略的に実施するとともに、腎疾患の病態について解明を進め、安全で有効な診断・治療法の開発を推進する。

8 慢性疼痛対策の推進

1.2億円(1.2億円)

「慢性疼痛」を来す疾患には、数百万人の患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。平成21年度より開催している「慢性の痛みに関する検討会」の報告を踏まえ、平成23年度より慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発を推進し、平成24年度より相談事業を実施している。平成25年度においても引き続き両事業を実施する。

(主な事業)

- ・からだの痛み相談・支援事業 10百万円
疼痛患者・患者家族が症状を訴えても適切な診断・助言が得られないという現状を改善するため、的確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿的機関を設け、患者・家族へのサポート体制の整備を図る。
(補助先) 公募
(補助率) 定額 (10/10)
- ・慢性の痛み対策研究事業 (※厚生科学課計上) 1.2億円
慢性の痛みに関する研究を継続的に実施するための基盤を形成すること、効率的かつ効果的な行政施策を実施するために必要な情報を収集すること、病態解明や客観的な評価方法の確立や画期的な診断・治療法の開発等を推進する。

9 移植対策

27億円(27億円)

(1) 造血幹細胞移植対策の推進【一部新規】

19億円(18億円)

3種類の移植法（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植法を選択し、実施できる医療体制を整備するとともに、治療成績の向上を図る。

（主な事業）

- ⑨・造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 31百万円
患者の治療内容やドナーの健康等の情報を登録・分析し、個人が特定されないようプライバシーに十分配慮した上で、医療機関や研究者のみならず、患者相談を行っている者などに公開することにより、3種類の移植術のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植法を選択し、治療できるような体制整備を行う。

（補助先）日本赤十字社
（補助率）定額（10/10、1/2）

- ⑩・造血幹細胞移植医療体制整備事業 65百万円
血液がん等に対する造血幹細胞を用いた早期治療の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。

（補助先）医療法人、独立行政法人等
（補助率）定額（10/10）

- ⑪・臍帯血の品質向上のための共同事業に対する支援 18百万円
臍帯血の調製保存技術に関する研修や、採取技術向上のための検討を進めるなど、臍帯血の品質の一層の向上を図るとともに、臍帯血移植の更なる安全性の確保を図る。
（補助先）日本赤十字社
（補助率）定額（10/10）

(2) 臓器移植対策の推進

6.6億円(7億円)

脳死下臓器提供事例が増加している中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員を行い、あっせん業務体制の充実を図るとともに、引き続き、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。

（主な事業）

- ⑫・あっせん事業従事者の増員 18百万円
脳死下臓器提供事例への適切な対応やドナー家族のケアの強化、提供体制整備の支援を行うため、連絡調整者（コーディネーター）の増員（35人→38人）を行う。
（補助先）（社）日本臓器移植ネットワーク
（補助率）定額（10/10）

10 健康増進対策

27億円(30億円)

(1) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進

15億円(17億円)

健康寿命の延伸を実現することなどを目的とした「健康日本21(第2次)」を着実に推進するため、国民一人ひとりが日々の生活の中で自発的に健康づくりの具体的な行動を起こしていけるよう、地域での健康づくりを着実に実施するために自治体・企業・民間団体の連携を更に推進し、健康づくりの国民運動化を推進する事業などを実施する。

(主な事業)

- ・健康日本21推進費 0.8億円
健康日本21(第2次)をより広く国民に浸透させていくために、自治体・企業・民間団体との連携を主体としたスマートライフプロジェクトの推進などを図る。
- ・健康増進事業(肝炎対策分除く) 8.2億円
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村)、政令指定都市
(補助率) 1/2、1/3
- ・健康的な生活習慣づくり重点化事業 1.6億円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区、民間団体
(補助率) 1/2、10/10

(2) 生活習慣病予防に関する研究などの推進

12億円(12億円)

生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病などの合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、今後の対策の推進に必要なエビデンスの構築を目指す。

また、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、引き続き国民健康・栄養調査を実施する。

(主な事業)

- ・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業 (※厚生科学課計上) 11億円
- ・国民健康・栄養調査委託費 1.3億円
(委託先) 都道府県、保健所設置市、特別区

1 1 保健衛生施設などの災害復旧に対する支援（復興）

6. 4 億円

東日本大震災で被災した保健衛生施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

（主な事業）

- ・ 保健衛生施設などの設備災害復旧に対する支援 5 4 百万円
（補助先）都道府県、市町村、医療法人等
（補助率）定額（施設毎に定める額）
- ・ 保健衛生施設などの施設災害復旧に対する支援 5. 9 億円
（補助先）都道府県、市町村、医療法人等
（補助率）財政援助法又は予算措置により国庫補助率を嵩上げ
1 / 2 → 2 / 3 （例：地方衛生研究所、公的精神科病院など）
1 / 3 → 1 / 2 （例：市町村保健センター、民間精神科病院など）

1 2 水道事業の耐震化・老朽化対策、災害復旧の推進など 3 5 0 億円（5 8 2 億円）
--

（１）水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進 2 6 3 億円（3 8 0 億円）
--

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

（主な事業）

- ・ 水道施設整備費補助〔公共〕 2 6 0 億円
（補助先）地方公共団体
（補助率）1/2, 4/10, 1/3, 1/4

（参考）

【平成24年度補正予算案】

○水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進 2 7 8 億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に対して補助を行う。

（２）水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 8 5 億円（2 0 0 億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

- ・ 水道施設災害復旧事業費補助 8 5 億円
（補助先）地方公共団体
（補助率）80/100～90/100, 1/2

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興を図るとともに、生活衛生サービスの安全・安心の推進のため、全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能及び、都道府県生活衛生営業指導センターの総合調整機能の強化を図ると共に、組合・連合会の先駆的取組への支援を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の低利融資を行う。

東日本大震災により被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援する。

（主な事業）

- ・生活衛生関係営業対策事業費補助金 8 億円

全国生活衛生営業指導センター及び都道府県生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能や総合調整機能を強化し、理容・美容、クリーニング、飲食店等の生衛業者が連携して行う地域の活性化を図るなどの事業に対し、支援・指導を行う。

（補助先） ①財団法人全国生活衛生営業指導センター

②都道府県

③全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

（補助率） ①、③定額

②1／2

- ・株式会社日本政策金融公庫補給金 1 7 億円

生衛業の振興及び経営の安定を図るための、株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。

（補助先）株式会社日本政策金融公庫

（補助率）定額

（参 考）貸付計画額 1, 1 5 0 億円

（参考）【平成24年度補正予算】

生活衛生関係営業の安定化支援 3.1億円（（株）日本政策金融公庫への政府出資金）

生活衛生関係営業の安定化を支援するため、（株）日本政策金融公庫の融資について、開業当初に雇用を維持・拡大する場合等の金利の引下げ措置を実施する。

- ・被災した生活衛生関係営業者への支援（復興） 1. 2 億円

東日本大震災により被災した営業者自らが復興の担い手となるよう、被災した営業者の営業再開を支援する。

（補助先）全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合、

財団法人全国生活衛生営業指導センター

（補助率）定額

（参考）融資制度の拡充

株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付」の資金使途に、運転資金を追加する。

1 4 B型肝炎訴訟の給付金などの支給

5 7 2 億円 (3 4 5 億円)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた人々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

(交付先) 社会保険診療報酬支払基金

1 5 原爆被爆者の援護

1, 4 8 1 億円 (1, 4 7 8 億円)

○保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、広島原爆による黒い雨を体験して健康不安を訴える方々に対して、個別面談による心のケアや、健康状態の把握や専門医による対応を実施し、不安軽減のための取組を推進する。

(主な事業)

- | | |
|------------------------|----------|
| ・ 医療費の支給、健康診断 | 4 3 6 億円 |
| ・ 諸手当の支給 | 9 3 6 億円 |
| ・ 保健福祉事業 (原爆養護ホームの運営等) | 6 5 億円 |

16 ハンセン病対策の推進

42億円（49億円）

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律などに基づき、ハンセン病療養所の入所者への必要な療養の確保、退所者などへの社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発などの施策を着実に実施する。

また、ハンセン病療養所での歴史的建造物などの保存に向けた取組みを推進するとともに、栗生楽泉園に重監房資料館（※）を整備する。

※重監房資料館：ハンセン病に対する隔離政策の歴史において、象徴的な施設である「重監房（特別病室）」について、歴史の教訓として後世に継承するための施設。

（1）謝罪・名誉回復措置

11億円（14億円）

ハンセン病患者であった者などの名誉の回復を図るため、普及啓発その他必要な措置を講じる。

（主な事業）

・国立ハンセン病資料館運営費

3.2億円

国立ハンセン病資料館を運営し、ハンセン病やハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発などを行う。

（委託先）公募

・歴史的建造物等の保存等経費

3.7億円

ハンセン病療養所の歴史的建造物の保存などに向けた取組を行う。

うち重監房再現に関する経費

3.6億円

国立療養所栗生楽泉園に設置されていた重監房の再現・展示のための重監房資料館を整備

（2）在園保障

1.2億円（2.2億円）

私立ハンセン病療養所の運営を支援し、入所者に対する必要な療養の確保を図る。

（主な事業）

・私立ハンセン病療養所運営経費

1.2億円

（補助先）（一財）神山復生病院

（補助率）定額（10/10）

（3）社会復帰・社会生活支援

30億円（32億円）

退所者給与金・非入所者給与金の支給、ハンセン病療養所入所者家族に対する生活支援などを行う。

（主な事業）

・退所者等対策経費

28億円

ハンセン病療養所の退所者に対して、退所者給与金を支給する。また、裁判上の和解が成立した非入所者に対して、非入所者給与金を支給する。

17 地域保健対策の推進

8.6億円（9.2億円）

（1）人材育成対策の推進

1億円（1.3億円）

地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制の構築を推進するとともに、円滑な人材育成を実施するための支援策を講ずる。

（主な事業）

- ・ 地域保健従事者の現任教育体制の推進 37百万円
地域保健従事者の人材育成ガイドラインの作成及び研修実施の評価など人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制の構築を推進するとともに、それ以外の保健所等の研修内容の把握・評価を行い必要により助言などを行う。
また、研修責任者の人材育成能力の向上のため、国立保健医療科学院が行う研修に参加する際の代替職員配置等の支援を行う。

（補助先） 都道府県、政令指定都市

（補助率） 1／2

- ・ 新任保健師の育成支援 11百万円
新任保健師が家庭訪問などを行う際に退職保健師が育成トレーナーとなって同行し必要な助言などを行うとともに、研修への参加機会の確保のため自治体に対し代替職員設置などの支援を行う。

（補助先） 都道府県、保健所設置市、特別区、市町村

（補助率） 1／2

（2）地域・職域の連携体制等の推進

2.1億円（2.3億円）

（主な事業）

- ・ 地域・職域連携推進事業 49百万円
広域的な地域・職域の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。

（補助先） 都道府県、保健所設置市、特別区

（補助率） 1／2

（3）地域健康危機管理対策の推進

5.5億円（5.6億円）

（主な事業）

- ・ 健康安全・危機管理対策総合研究の推進（※厚生科学課計上） 4.5億円
地域での健康危機管理体制の基盤強化などに資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

1. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定審査について

ア 原爆症認定の状況について

厚生労働大臣が原爆症の認定を行うに当たって、科学的・医学的見地から専門的な意見を聴くこととされている「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」では、平成20年4月以降、従来の審査方針を見直した「新しい審査の方針」に基づき審査を行い、現在までに約20,100件を超える審査を行っている。

このうち認定件数は、約10,300件を超えており、認定件数の増加に伴い、医療特別手当支給件数が増加することから、平成25年度予算（案）で必要な額を確保したので、各都道府県、広島市、長崎市（以下「都道府県市」という。）におかれても必要な予算措置をよろしく願いたい。

また、認定となって、都道府県市において遡及して手当を支給するような場合があるが、既に支給された健康管理手当との調整等により、適切な支給をお願いしたい。

イ 原爆症認定申請の進達について

厚生労働省では、引き続き迅速な審査に努めているが、都道府県市を通じていただく申請書類の中には、審査に必要な検査結果報告書等、医学的な書類がそろっていない事例もあり、追加で提出をお願いすることにより審査に時間を要している場合もみられることから、申請書の進達に当たっては、必要とされている書類の確認に一層の御協力をお願いしたい。

なお、審査に必要な書類については、平成20年7月3日付け総務課長通知「「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による認定の審査に必要な書類等について」の一部改正について」及び同年9月8日付け事務連絡「原爆症認定申請に係る資料の進達について」を発出しているので、これらに留意願いたい。

ウ 指定医療機関の指定について

原爆症認定疾病の医療については、厚生労働大臣が指定する指定医療機関が担当することとしているが、原爆症認定者数の増加に伴い、新たな指定医療機関の指定が必要な場合が考えられる。

各都道府県におかれては、被爆者の要望や利便性にも配慮し、必要に応じて医療機関に対して指定申請を呼びかける等、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、指定医療機関の指定事務は各地方厚生局が担当している。

(2) 原爆症認定制度の在り方の検討について

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則に、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定された。

これを踏まえ、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」が平成22年12月より開催している。昨年6月出された「中間とりまとめ」では、制度の不備をなくすため、現行制度をより良いものにしていくという今後の基本的な議論の方向性が示されたおり、現在、詳細な議論を精力的に行っているところである。

2. 広島の被爆地域拡大要望について

広島に投下された原子爆弾に伴う黒い雨については、平成20年広島市を中心として被爆地域周辺の住民を対象とした実態調査等が実施され、これらの報告を踏まえ、平成22年国に対して被爆地域拡大の要望がされたところ。

被爆地域の指定にあたっては、科学的・合理的な根拠が必要であることから、「原爆体験者等健康意識調査報告書」等に関する検討会を平成22年より開催し、要望を受けた地域における原爆放射線による健康影響について科学的な検証を行った結果、平成24年7月に報告書がとりまとめられたところである。

当該報告書に基づき、広島原爆による黒い雨を体験して健康不安を訴える方々に対して、個別面談による心のケアや、健康状態の把握や専門医による対応を実施し、不安軽減のための取組みを推進することとしている。(広島県市に委託の方向)

3. 在外被爆者の方々に対する支援について

在外被爆者の方々に対する援護は、平成14年度に被爆者健康手帳交付のための渡日支援等の事業を開始し、平成16年度に居住国での医療費を助成する保健医療助成事業を創設した。

また、国外からの申請手続については、平成17年度に健康管理手当等の申請、平成20年度に被爆者健康手帳の申請、さらに平成22年4月からは原爆症認定及び健康診断受診者証の申請を可能とするなど支援の充実に努めている。

在外被爆者の方々が高齢化していることに鑑み、都道府県市におかれては、なお一層の円滑な事務処理をお願いする。

なお、在外被爆者の方々が居住国でかかった医療費に対して助成を行う保健医療助成事業については、平成25年度予算(案)において上限額を以下のとおり見直すこととしている。

(参 考)

保健医療助成費上限額の見直し

- ・ 176,000円 → 179,000円(通常)
- ・ 187,000円 → 191,000円(4日以上入院)

(1) 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について

在外被爆者の方々からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う」旨規定されたことを受けて、検討した結果、平成22年4月から国外からの原爆症認定申請を可能としたところである。

申請にあたっては、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので、留意願いたい。

(2) 未払い手当について

平成19年2月の最高裁判決を受け、時効を理由に未払いとなっていた平成9年11月分以前の健康管理手当等の支払いを平成19年4月より開始しているが、手当証書等の書類が文書保存期間を経過し廃棄されているなどの理由により確認できない場合には、その他の関係書類により可能な限り当時の手当認定の事実を推認することにより、未払手当の支給を行うこととしている。都道府県市におかれては、該当する案件がある場合には、個別に照会願いたい。

(3) 402号通達に係る在外被爆者の方々への賠償について

402号通達に関しては、約1,200名の在外被爆者又はその遺族の方々が、大阪、広島及び長崎の各地方裁判所に提訴している。

これに対しては、平成19年11月の三菱徴用工最高裁判決で示された要件と同様の状況にあることが確認できた方については、和解により賠償金を支払うこととし、各地方裁判所において和解に向けた手続を行っている。

この和解に係る要件の確認に当たっては、被爆者健康手帳の交付等の事実確認につき、都道府県市の御協力が必要であり、各裁判所から調査嘱託がなされているので、引き続き御協力をお願いしたい。

(参 考)

○在外被爆者の方々の国家賠償について

- ・平成19年11月の最高裁判決において、被爆者が出国した際に各種手当の支給を停止する取扱いを規定する通達（いわゆる「402号通達」）の発出及び運用に関し、過失があったとして、100万円の国家賠償請求が認められた。
- ・同様の状況にある在外被爆者の方々に対する対応については、国家賠償にかかわるものであり、司法の場を通じて要件の確認をした上で、和解により賠償金を支払うことが適当であり、100万円の賠償金と10万円の弁護士費用を支払うこととしている。

4. 各種手当について

(1) 各種手当額の改定について

平成25年度の各種手当額については、全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.0%となった結果、平成25年4月からの手当額については、現在と同額となる。

また、現在支給されている手当額は、特例法でマイナスの物価スライドを行わず手当額を据え置いたことなどにより、本来の手当額より1.7%高い水準で支払われている。この特例水準について、平成25年度から27年度までの3年間で解消する法律が、平成24年11月に成立し、平成25年10月から施行されるため、平成25年10月以降の手当額は、現在より0.7%引き下がることになる。

なお、解消の全体スケジュールは、H25.10～▲0.7%、H26.4～▲0.7%、H27.4～▲0.3%となっている。

(参 考) 手当額（月額）の見直し

	(現行)		(平成25年10月)
・医療特別手当	136,480円	→	135,540円
・特別手当	50,400円	→	50,050円
・原子爆弾小頭症手当	46,970円	→	46,650円
・健康管理手当	33,570円	→	33,330円
・保健手当	16,830円	→	16,720円
	33,570円	→	33,330円
・介護手当 重度	104,530円	→	104,530円
中度	69,680円	→	69,680円
・家族介護手当	21,420円	→	21,270円

(2) 現況の把握等について

従前より在外被爆者について、各種手当を受給している場合には、現況の届出を毎年5月に提出していただき、現況を把握することとしているが、平成18年4月1日から、国内の被爆者の現況の把握を確実にを行うため、直近1年以内の現況を把握できない被爆者は現況の届出を提出いただくこととしている。

国内の被爆者の場合は、住民基本台帳の活用等により、届出に換えることができるので、引き続き、適切な対応をお願いしたい。

また、各種手当の支給に当たっては、それぞれの手当ごとに定めている支給決定手続を遵守し、適切な支給をお願いしたい。

5. その他

(1) 健康診断について

ア 実施時期について

被爆者及び被爆二世の健康診断については、適切に広報していただくとともに、受診者の利便性を図る観点から、年度の早い時期から実施するよう配慮願いたい。

イ 被爆者援護法に基づく健康診断と特定健康診査の実施について

平成２０年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく、特定健康診査が実施されているところであるが、被爆者健診の検査項目の一部が重複しており、受診者の負担の軽減を図るため、引き続き、可能な限り共同実施ができる体制づくりに努めていただきたい。

6 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 平成25年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）並びに特定疾患治療研究事業に関する行政事務指導監査については、平成25年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段の御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」（<http://www.wish.mhlw.go.jp/>）に平成25年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の事務指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしくお願いする。

ウ 指導監査の重点事項について

平成25年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両県市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）

- c 原爆症認定申請の事務処理状況
(必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況)
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況
(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

(イ) 感染症法関係

- a 健康診断の実施状況
(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況
(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)
- c 家庭訪問等指導の実施状況
(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)
- d 就業制限の実施状況
(感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手続状況)
- e 入院勧告の実施状況
(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況
(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 特定疾患治療研究事業関係

- a 特定疾患対策協議会の運営状況
(協議会規程等の整備・委員の構成状況、審査体制等の状況)
- b 特定疾患医療受給者証及び特定疾患登録者証の審査、交付状況
(受給者証の有効期間の確認、生計中心者・自己負担限度額の審査状況)
- c 公費負担事務処理状況
(連名簿による承認期間・受給者番号等の点検確認状況、診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)
- d 連名簿及び診療報酬明細書の写し等を活用した事業評価への取組状況
(診療内容の調査・分析状況、調査・分析結果の情報提供等の状況)

e 難病患者認定適正化事業の実施状況

(特定疾患調査解析システムの入力状況、厚生労働省へのデータ送信状況)

(2) 平成24年度の指導監査における主な指摘事項について

平成24年度の指導監査は、42の自治体を対象に実施することとしており、昨年末時点で、約8割の実施を終えたところであるが、これまでの指導監査において是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

なお、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、改めて指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 被爆者健康手帳の交付の遅延

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の事業所等への指導が不十分

(イ) 定期健康診断（一般住民）の対象者の範囲、広報内容が不適切な市町村への指導が不十分

(ウ) 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分

(エ) 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延（未提出）

(オ) 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分

(カ) 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切

(キ) 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切

(ク) 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

ウ 特定疾患治療研究事業関係

- ・ 特定疾患調査解析システムによる一次判定が未実施
- ・ 事業評価への取組及び当省へのデータ送信が不十分

(別 記)

平成 2 5 年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

実 施 期 間	自 治 体 名	備 考
各自治体ごとに 実施期間を定めて 別途通知する。	(都道府県) [1 9] 青 森 県 山 形 県 茨 城 県 栃 木 県 群 馬 県 埼 玉 県 神 奈 川 県 山 梨 県 愛 知 県 三 重 県 京 都 府 大 阪 府 兵 庫 県 鳥 取 県 島 根 県 山 口 県 高 知 県 福 岡 県 長 崎 県 (指定都市) [7] 千 葉 市 横 浜 市 静 岡 市 京 都 市 堺 市 北九州市 熊 本 市 (中核市) [1 0] 宇都宮市 高 崎 市 富 山 市 長 野 市 豊 橋 市 豊 中 市 下 関 市 松 山 市 高 知 市 鹿 児 島 市 (政令市) [2] 町 田 市 藤 沢 市 (特別区) [8] 千代田区 中 央 区 渋 谷 区 中 野 区 北 区 板 橋 区 足 立 区 江戸川区 [合計 4 6]	(注) 1 指定都市については、感染症法（結核に係る事務に限る。以下同じ。）及び精神保健福祉法について実施する。 2 中核市・政令市・特別区については、感染症法についてのみ実施する。 3 平成 24 年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成 25 年度において追加して実施する場合があります。

7 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成25年度予算(案)について

○ 一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金 883百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|--------------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・結核患者収容モデル病室 | ・原爆被爆者保健福祉施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・放射線影響研究所施設 | ・感染症外来協力医療機関 |
| ・農村検診センター | ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・エイズ治療個室等の施設 |
| ・医薬分業推進支援センター | ・HIV検査・相談室 | ・食肉衛生検査所 |
| ・精神科病院 | ・小児がん拠点病院 | ・難病相談・支援センター |
| ・結核研究所 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | 等 |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金 1,560百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|------------|----------------------------|-----------------------|
| ・原爆医療施設 | ・眼球あっせん機関 | ・結核研究所 |
| ・感染症指定医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・地方中核がん診療施設 |
| ・食肉衛生検査所 | ・エイズ治療拠点病院 | ・と畜場 |
| ・HIV検査・相談室 | ・市場衛生検査所 | ・難病医療拠点・協力病院 |
| ・精神科病院 | ・マンモグラフィ検診機関 (CADシステム整備事業) | |
| ・さい帯血バンク | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 |
| ・組織バンク | ・食品衛生検査施設 | ・ <u>末梢血幹細胞採取施設</u> 等 |

※下線は平成24年11月に追加したメニュー

○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興政策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金 65百万円

(目) 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金 54百万円

(項) 社会保障等復興事業費

(目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金 590百万円

(2) 平成25年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金に係る平成25年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したところであるが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取り下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないように、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

なお、PFI手法を活用した施設整備を検討する際は、内閣府においてPFI専門家の派遣やホームページを通じた情報提供等を行っているので御活用願いたい。

8 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しているところであり、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成25年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、平成25年10月から△0.7%分を引き下げることにしている（介護手当除く）ため、改定に向けて準備をお願いしたい。

(参 考)

手当額（月額）の見直し

	(現行)		(平成25年10月)
特別手当	100,670円	→	99,970円
医療手当			
入院8日・通院3日以上	35,930円	→	35,680円
入院8日・通院3日未満	33,570円	→	33,330円
健康管理手当	33,570円	→	33,330円
保健手当	16,830円	→	16,720円
介護手当 重度	104,290円	→	104,290円
中度	69,520円	→	69,520円
家族介護手当	21,420円	→	21,270円

参 考 資 料

— 参 考 資 料 目 次 —

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み.....	資－1
2 原爆関係の援護施策の概要.....	資－2
3 原爆症の認定件数.....	資－3
4 原爆症認定制度の在り方に関する検討会について.....	資－4
5 原爆症認定制度の在り方に関する検討会中間取りまとめ（概要）.....	資－5
6 黒い雨体験による健康不安を軽減するための取り組みについて.....	資－6
7 原爆諸手当要件等一覧.....	資－7

【指導調査室】

1 平成23年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要	資－8
(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数	
(2) 主な指摘事項	
2 毒ガス障害者対策の概要.....	資－10

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

被爆者の範囲 以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳保持者 約21.1万人】
(平成23年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)など

原爆症の認定 → 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,480円)を支給 【支給対象者 約8,100人】

※手当額は平成24年4月以降の額。平成25年10月以降は月額135,540円。(平成23年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(*)の意見を聴かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審査会(原子爆弾被爆者医療分科会)

援護措置 【1,481億円(平成25年度予算(案))】

1 医療の給付(医療費の無料化) 【436億円】

2 各種手当の支給 【936億円】

健康管理手当(月額:33,570円)【支給対象者 約17.9万人(平成23年度末)】(被爆者の85%が受給)

医療特別手当(月額:136,480円)【支給対象者 約8,100人(前出)】 など

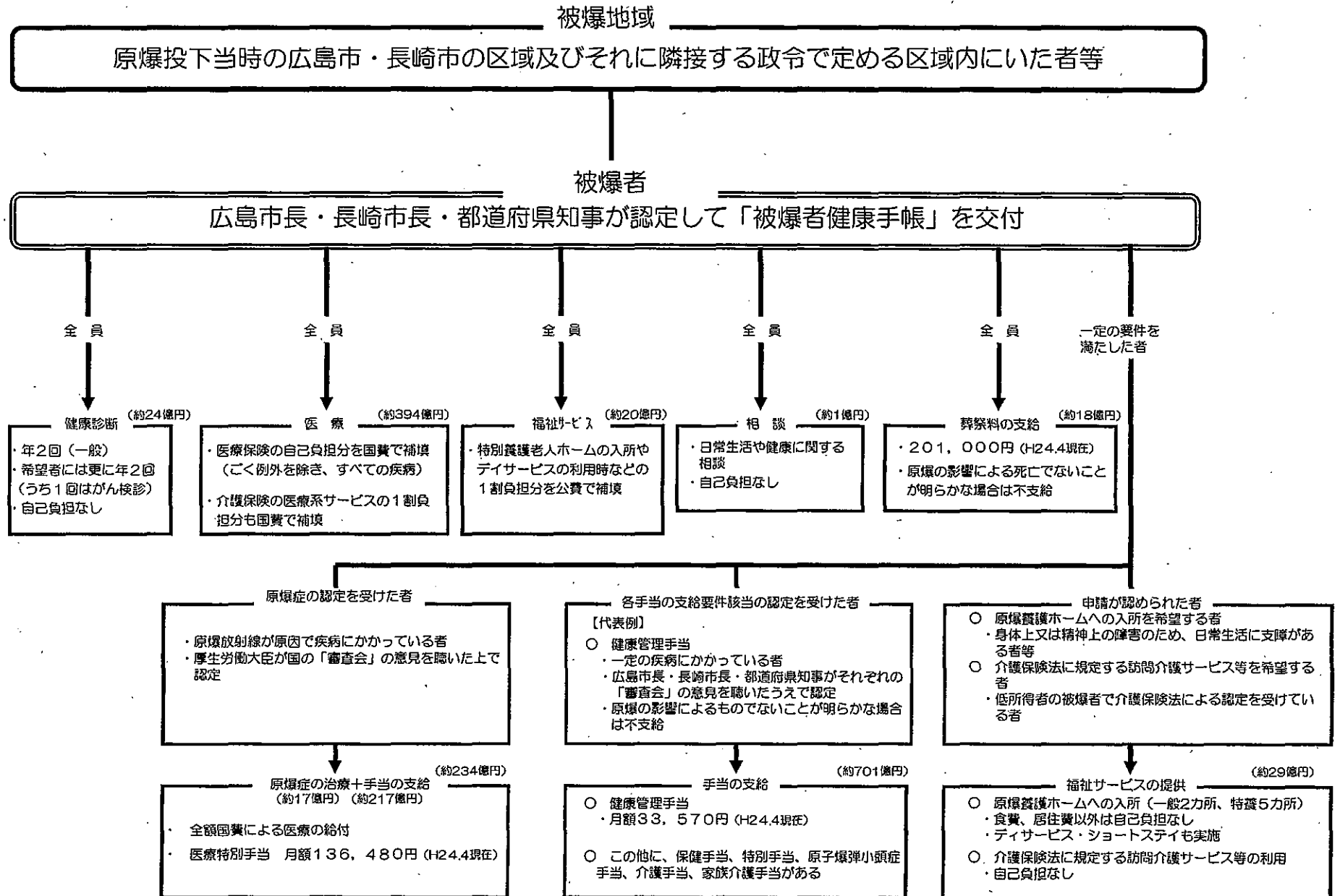
※手当額は平成24年4月以降の額。平成25年10月以降は健康管理手当(月額:33,330円) 医療特別手当(月額:135,540円)

3 健康診断の実施(年2回)

4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

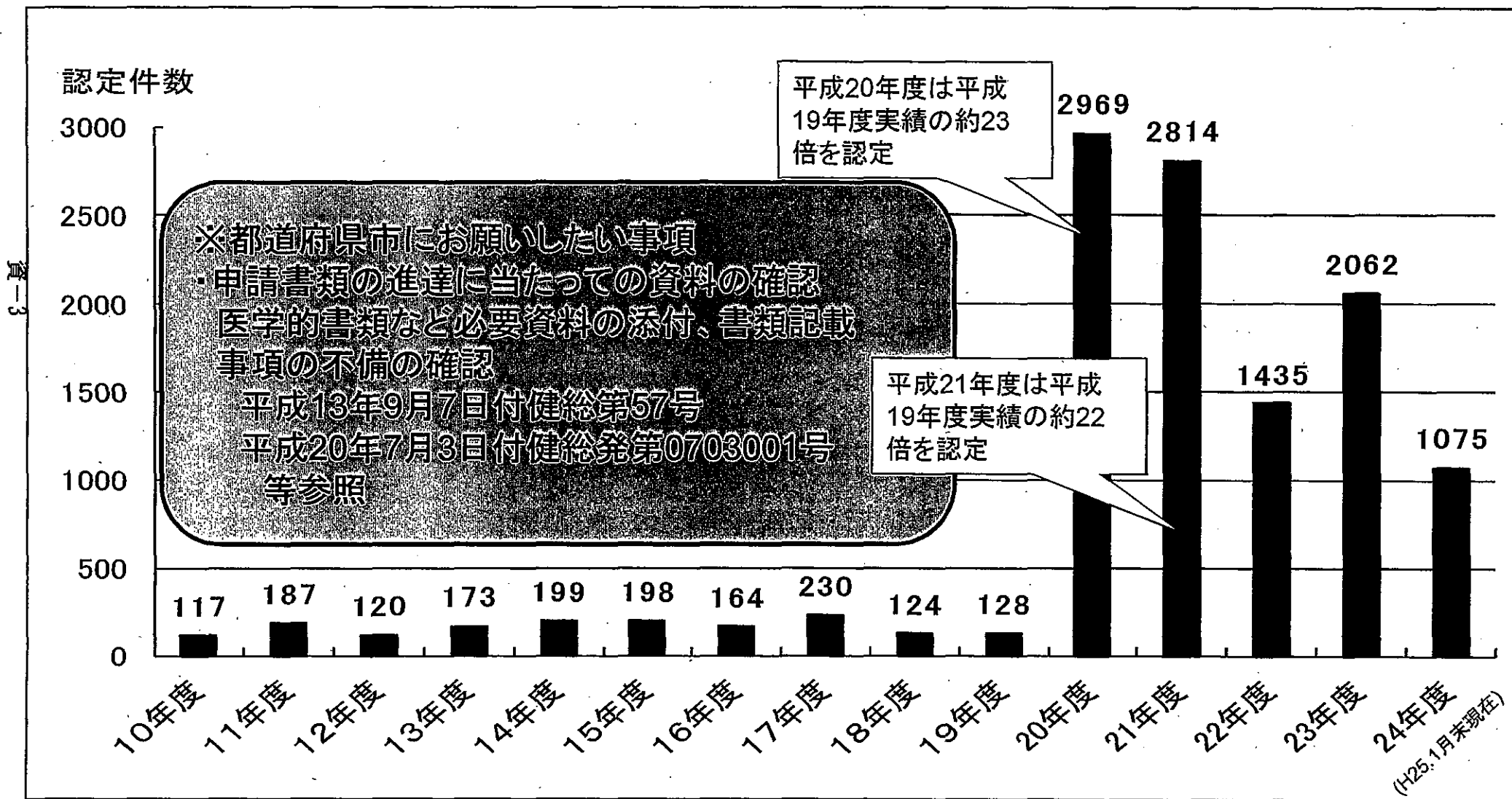
原爆関係の援護施策の概要

(平成25年度予算(案)：約1,481億円)



原爆症の認定件数について

・平成20年4月以降、25年1月までで、合計10,355件を認定



原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月からこれまでに計19回開催。

構成員

- | | | | |
|------------|-------------|--------|-------------------|
| ・荒井 史男 | 弁護士 | ・高橋 進 | 株式会社日本総合研究所理事長 |
| ・石 弘光 | 一橋大学名誉教授 | ・田中 熙巳 | 日本原水爆被害者団体協議会事務局長 |
| ・草間 朋子 | 東京医療保健大学副学長 | ・坪井 直 | 日本原水爆被害者団体協議会代表委員 |
| ・佐々木 敦朗 | 広島市副市長 | ・長瀧 重信 | (財)放射線影響研究所元理事長 |
| ・潮谷 義子 | 日本社会事業大学理事長 | ・三藤 義文 | 長崎市副市長 |
| ・神野 直彦(座長) | 東京大学名誉教授 | ・山崎 泰彦 | 神奈川県立保健福祉大学名誉教授 |
| ・高橋 滋 | 一橋大学副学長 | | |

原爆症認定制度の在り方に関する検討会

中間とりまとめ（概要）

平成24年6月

平成22年12月に設置された「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」は、「知る」「考える」「作る」と段階を区切り議論してきた。このたび、「作る」段階の入口として、13回にわたる検討会の議論をまとめ、おおむねの方向性を示し、認識共有を図るため、「中間とりまとめ」を策定。

1. 基本的な制度の在り方

【おおむね認識の共有が図られている事項】

- ・ 被爆者に寄り添うという視点とともに、国民に説明し、理解を得ることができる制度とする必要
- ・ より良い制度とするため、必要に応じて、被爆者援護法を改正すべき など

より良い制度を目指すという方向は一致。
今後、まず制度の不備をなくし、現行制度をより良いものにすることを基本に議論する。

被爆者援護法第10条・第11条に基づく原爆症認定の制度は破綻しているという意見があることにも留意。

2. 原爆症認定制度の認定基準

【おおむね認識の共有が図られている事項】

- ・ 司法判断と行政認定の乖離をどう埋めていくか考える必要
- ・ 健康被害の原因が放射線なのか加齢なのかの切り分けができなくなっている現状を考慮すべき
- ・ 疾病によって、医療の必要性は様々で、治癒する疾病も多い など

【様々な意見がある事項】

- ・ 司法と行政判断の乖離の埋め方
- ・ 放射線起因性のとらえ方

3. 手当

【おおむね認識の共有が図られている事項】

- ・ 被爆者援護施策全体のバランスを考える必要
- ・ 医療特別手当の額は高額であり、給付の必要がある状況が、どのようなものか考える必要
- ・ 被爆者援護の財源についても、国民の理解が得られるように努めることが必要

【様々な意見がある事項】

- ・ 手当の給付対象の範囲・基準
- ・ 手当額の設定・支給方法

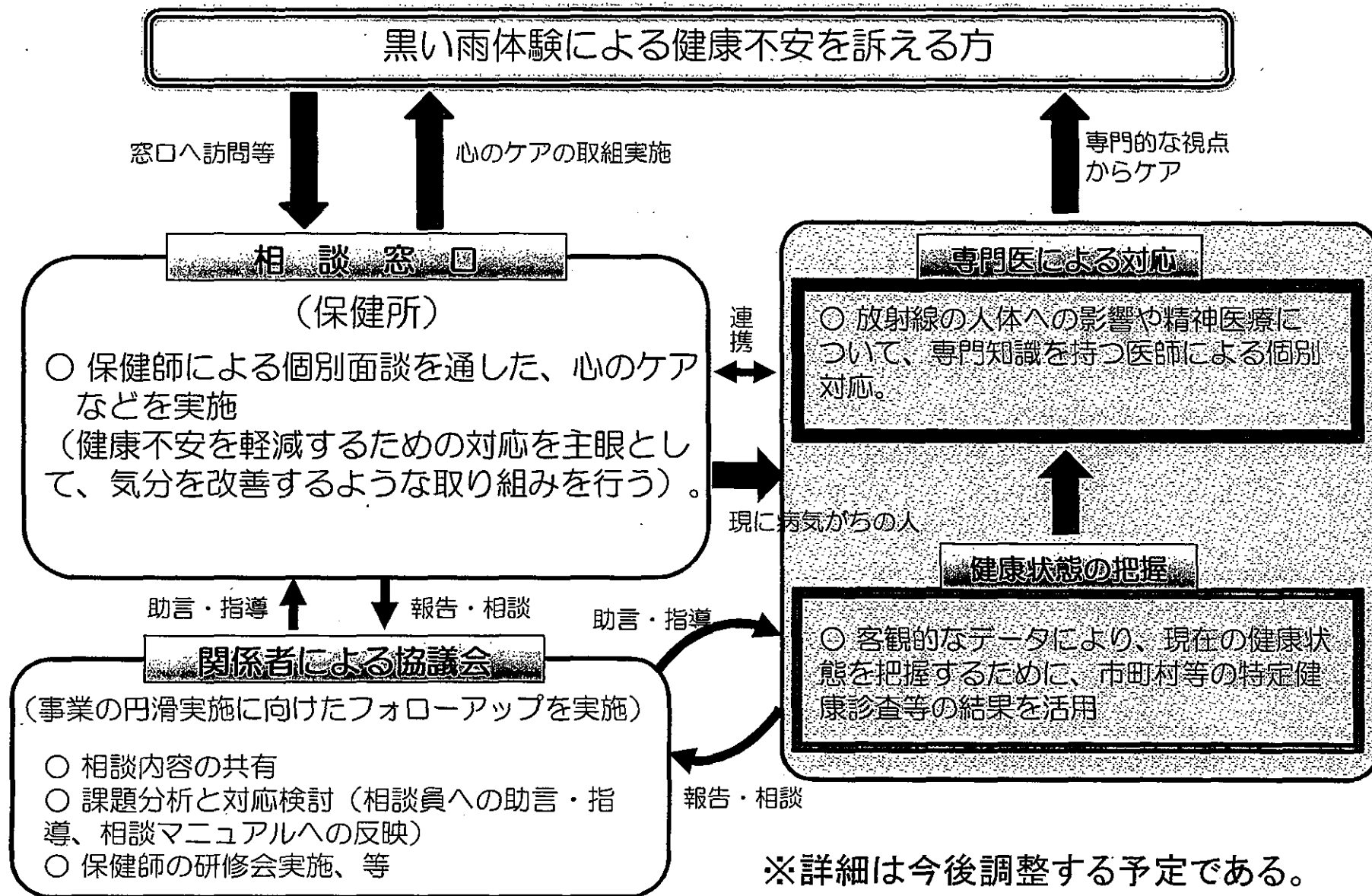
4. 今後の進め方

- 認識の共有が図られている事項を前提に、様々な意見がある事項について、さらに十分な議論を行うことで、認識の共有ができる部分を広げ、合意の形成を図る。
- 議論の過程で新たに「知る」「考える」事項が出てくれば、再度立ち返って議論し、「作る」段階でより良い制度の設計を目指す。



**本格的な
「作る」段階へ**

黒い雨体験による健康不安を軽減するための取り組みについて（実施イメージ案）



原爆諸手当一覧

手 当 の 種 類	平成25年度支給単価			支 給 要 件
医療特別手当	月 額	136,480 (135,540)	円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人
特別手当	月 額	50,400 (50,050)	円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人
原子爆弾小頭症手当	月 額	46,970 (46,650)	円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人
健康管理手当	月 額	33,570 (33,330)	円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人
保健手当	月 額	16,830 (16,720)	円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人
	月 額	33,570 (33,330)	円	身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
介護手当	月 額	重 度	104,290 円 以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合
		中 度	69,520 円 以内	(重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)
家族介護手当	月 額	21,420 (21,270)	円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)
葬祭料		201,000	円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給

※支給単価の括弧内の額は、平成25年10月以降の単価。平成25年10月の改定は、これまで年金と連動して採られてきた手当額の特例水準を計画的に解消するもの(平成25年度から平成27年度の3年間で段階的に解消予定)。

1. 平成23年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都 道 府 県	9 か所
・ 指 定 都 市	5 か所
・ 中核市・政令市	8 か所
・ 特 別 区	8 か所

計 30 か所

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 被爆者健康手帳に関する事務処理

- ・ 被爆者健康手帳の交付の遅延 1 か所

(イ) 各種手当等の認定関係

- ・ 健康管理手当専門医の意見聴取が不十分 1 か所
- ・ 手当等認定事務が不適切 1 か所

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

- a 受診率が低い事業所に対する指導が不十分 14 か所
- b 報告書が未提出の事業所に対する指導が不十分 13 か所
- c 広報内容が不適切な市町村に対する指導が不十分 14 か所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

- a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む） 6 か所
- b 勧告を受けたにもかかわらず受診していない者がいる 8 か所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

- a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延（未届出を含む） 28 か所
- b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分 2 か所

(エ) 就業制限に関する事務処理

- ・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切 5 か所

(オ) 入院勧告・措置制度

- a 入院勧告・措置及び入院期間の延長の手続等が遅延し

ている等実施が不適切（法第20条第1～5項）	18か所
b 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続き等の 実施が不適切（法第20条第6～8項）	14か所
（カ）公費負担制度	
a 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む）	6か所
b 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	8か所
ウ 特定疾患治療研究事業関係	
（ア）特定疾患対策協議会の運営に関する事務処理	
・ 特定疾患対策協議会等における審査が不適切	2か所
（イ）公費負担に関する事務処理	
・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	1か所
（ウ）難病患者認定適正化事業	
・ 特定疾患対策協議会における最終判定結果の入力及び 入力データの送信が不十分	2か所

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島^{おおくのしま}にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断及び相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省
→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29) 及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45) により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省
→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49) により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

< 対象者数 >

財務省:	951人
厚生労働省:	1,962人
忠海:	1,880人
曾根:	76人
相模:	6人
(平成24年3月末現在)	

< 予算額 >

毒ガス障害者対策費 平成25年度予算	761,152千円
うち 健康診断費	24,715千円
うち 医療費	63,458千円
うち 各種手当	662,574千円

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患 (慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等)
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患疾患、皮膚疾患

4. 対策の概要<厚生労働省>

- ① 健康管理手帳 動員学徒等として従事していた者に交付
- ② 健康診断 年1回 (一般検査、精密検査)
- ③ 医療手帳 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付
- ④ 医療費 医療保険の自己負担分を支給
- ⑤ 特別手当 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給
- ⑥ 医療手当 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給
- ⑦ 健康管理手当 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給
- ⑧ 保健手当 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給
- ⑨ 介護手当 費用を支出して介護を受けている者に支給
- ⑩ 家族介護手当 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給
- ⑪ 相談事業 相談員を配置し健康管理等に関する相談を実施
- ⑫ 調査研究事業 毒ガス障害者対策に資するため総合的な調査研究を推進

支給額 (H25年度)	受給者 H24年3月末現在
① —	1,962人
③ —	1,718人
⑤ 100,670円	60人
⑥ 入8以 35,930円	
35,680円	
入8未 33,570円	
33,330円	
⑦ 33,570円	1,416人
33,330円	
⑧ 16,830円	10人
16,720円	
⑨ 重104,290円	0人
中 69,520円	0人
⑩ 21,420円	0人
21,270円	

※⑨以外は上段がH25.4以降の単価
下段がH25.10以降の単価

5. 平成25年度予算: 761,152千円 (内委託額759,353千円)

6. 創設年度: 昭和49年度